

弟子屈町鳥獣被害対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、弟子屈町鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」）と称す。

(目的)

第2条 この協議会は、弟子屈町における有害鳥獣の被害防止対策を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 調査、研究活動の推進
- (2) 関係機関、団体等との連絡調整
- (3) その他目的達成上必要な事項に関する事

(構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

弟子屈町・摩周湖農業協同組合・北海道農業共済組合釧路中部支所弟子屈家畜診療所・ホクレン中斜里製糖工場・摩周湖農協畑作振興会・弟子屈町酪農振興会連合会・雪印メグミルク株式会社磯分内工場・弟子屈町農業委員会・北海道中山間地域等直接支払制度弟子屈町弟子屈集落・(社)北海道猟友会弟子屈支部・特定非営利活動法人摩周、屈斜路エゾ鹿有効活用機構

- 2 協議会は、事業目的達成のため、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め意見を徴すること、及び現地調査等を依頼することができる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名
監 事 2名

- 2 役員は総会において選出し、その任期は協議会存続中とする。ただしその団体の長に変更が生じた場合は、後任者がその任にあたる。
- 3 会長は、弟子屈町長があたるものとし、協議会を代表し会務を統括する。
- 4 副会長は、摩周湖農業協同組合長があたるものとし、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 5 監事は、弟子屈町農業委員会会長及び北海道農業共済組合釧路中部支所弟子屈家畜診療所長があたるものとし、協議会の会計及び会務処理状況を監査する。

(会議)

第6条 協議会の総会は5月に開催し、会長がこれを召集し議長をつとめる。

- 2 総会は、事業報告、事業計画及び収支予算、決算、役員改選、規約の改廃等その他必要と認める事項を協議し、議決する。
- 3 臨時総会及びその他会議は、必要に応じ会長がこれを召集し議長をつとめる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、弟子屈町農林課内に設ける。

- 2 協議会の事務局は、総会の議決事項に従い事務の推進、会議の開催、会計経理等必要な事務を掌握する。

3 協議会の事務局長は、弟子屈町農林課長が務める。

(会計)

第8条 協議会運営経費は、関係機関、団体等の負担金、その他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし平成3年度に限り平成4年1月16日から平成4年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

1. この規約は、平成4年1月16日より施行する。
2. 設立当時の役員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成4年3月31日までとする。
3. 平成 5年 5月13日、規約の一部改正
4. 平成 8年 5月 9日、規約の一部改正
5. 平成12年 6月12日、規約の一部改正
6. 平成15年 6月 2日、規約の一部改正
7. 平成18年 6月19日、規約の一部改正
8. 平成20年 5月 2日、規約の一部改正
9. 平成21年 5月 8日、規約の一部改正
10. 平成22年 5月14日、規約の一部改正
11. 平成23年 5月13日、規約の一部改正
12. 平成25年 3月22日、規約の一部改正
13. 平成30年 5月18日、規約の一部改正
14. 令和4年 6月15日、規約の一部改正